

## 平成22年度第1回 三重県環境審議会 議事録

(岡村室長)

ただいまから、平成22年度第1回三重県環境審議会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、環境森林総務室長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、新たにこの審議会の委員にということで、ご就任いただきました委員の皆様を順次ご紹介申し上げますので、恐縮ですが、簡単な自己紹介をよろしくお願いたします。

まず、はじめに三重県医師会理事の馬岡 晋様でございます。

(馬岡委員)

はじめまして。三重県医師会から参りました、馬岡と申します。県医師会での担当は、公衆衛生、感染症を主たる業務とさせていただいております。

本職のほうは、今、医療崩壊の真っ只中にありまして、内田会長にお世話になっております伊賀市のほうで、内科医院を開業しております。

どうぞよろしくお願いたします。

(岡村室長)

ありがとうございます。続きまして、三重県議会議員の中嶋年規様でございます。

(中嶋委員)

こんにちは。

三重県議会議員の中嶋年規と申します。志摩市選出の2期目でございます。よろしくお願いたします。

(岡村室長)

ありがとうございます。続きまして、同じく三重県議会議員の水谷正美様でございます。

(水谷委員)

皆さん、こんにちは。

三重県議会議員の水谷正美でございます。四日市から参りました。県議会では、政策総務常任委員会の委員長をしております。どうぞよろしくお願いたします。

(岡村室長)

ありがとうございます。続きまして、長田隆尚様でございます。

(長田委員)

亀山市選出の長田でございます。

県議会では、生活文化環境森林委員会の副委員長を拝命させていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

(岡村室長)

どうもありがとうございます。

続きまして、本日、あいにくご都合がつかず、やむを得ずご欠席になりました方々の皆様につきまして、お名前をご紹介させていただきます。

本日は11名の方がご欠席となりました。ご紹介させていただきます。井ノ口委員、太田委員、奥谷委員、川岸委員、佐藤委員、田中委員、生川委員、牧田委員、丸山委員、村田委員、吉川委員、以上の11名でございます。

ご了承のほど、よろしく願いいたしたいと存じます。

それでは、会議に先立ちまして、三重県環境森林部長の辰己清和からご挨拶申し上げます。

(辰己部長)

皆さん、こんにちは。三重県環境森林部長の辰己でございます。

本日は、大変暑い中、お忙しい中を、平成22年度第1回三重県環境審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は、県行政、とりわけ三重県の環境行政の推進につきまして格別のご支援とご協力をいただき、ありがとうございます。重ねてお礼申し上げます。

さて、皆様もすでにご存知のとおり、政府においては、温室効果ガス排出量の削減目標として、1990年度比で25%削減するということが表明されております。

これらは、様々なところで議論されておりますし、今後、議論されてくることになると思いますが、早急な地球温暖化対策が求められる中、私たちは地域社会の一員として、率先してこの課題を共有し、「低炭素社会」への移行を進めていく必要があると考えております。

また、地球温暖化対策と同様に、豊かな自然環境を次世代に継承していくということで、自然との共生もまた重要です。この来月、10月には、名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」いわゆるCOP10が開催されますが、生物多様性の保全に向けた取組が求められてまいります。

また、これまで「ごみゼロ社会」の実現や廃棄物の3Rの取組による資源循環型社会の構築もまた、重要な政策課題となっております。

これらの「低炭素社会」、「自然共生社会」、「循環型社会」の構築にあたりましては、いずれも、私ども行政だけでなく、あらゆる分野・あらゆる立場の人々が、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携して、協力していくことが求められていると思っております。

三重県におきましては、これまで環境政策のマスタープランとして、「三重県環境基本計画」、さらに「三重県廃棄物処理計画」、さらに「三重県地球温暖化対策推進計画」などの個別計画に基づきまして、環境の施策を展開してまいりました。

これらの計画が、平成 22 年度に目標年度を迎え、新たな計画を策定する必要が生じていることから、前回の本年 1 月の三重県環境審議会において、各計画の策定につきまして、知事から諮問し、各計画に係る部会を設置していただき、その中で、ご議論をいただききたところです。各部会委員の皆さまには、厚く御礼を申し上げます。

本日は、これまでご審議を重ねていただきました 3 つの計画部会での内容の報告をいただくとともに、委員の皆様から計画策定に向けたご意見を頂戴したいと考えております。

そして、新たな 3 計画におきまして、多様な主体が共に力を合わせて取り組む、本県が今後めざすべき環境社会の姿をご提示できればと考えております。

また、もう 1 つ、桑名市五反田地内の産業廃棄物不法投棄事案につきましては、昨年 11 月 30 日に、国で新たに環境基準が 3 項目追加され、調査の結果、このうち 1,4-ジオキサンによる地下水汚染が判明いたしまして、緊急的な措置として、行政代執行による汚染地下水の拡散防止が必要となっております。

本日は、この計画案につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いさせていただき、速やかに支障の除去措置が講じられるよう、事業の実施に向けた手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本日の案件につきまして、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

(岡村室長)

ありがとうございました。

議事に入る前に 2 点ほどお願いがございます。

まずは傍聴の方へのお願いです。傍聴の方におかれましては、事前に配布させていただきました傍聴要領に従い、審議を傍聴くださいますようよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の皆様へのお願いがございます。ご発言いただく際には、お手数をおかけいたしますが、事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクをお使いいただき、ご発言いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の委員出席者数について、ご報告申し上げます。

本日、ご出席いただいております委員は、19 名であり、三重県環境審議会条例第 5 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、本審議会は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。

次に、役員を選任についてお願いいたします。

今回の三重県環境審議会におきましては、中嶋寛副会長様のご退任となりました。

新たに副会長の選任をお願いしたいと存じますので、内容の審議に入る前に、副会長のご選任をお願いします。

副会長の選任につきましては、条例によりまして、委員の皆様にご互選いただくと定められておりますが、いかがいたしましょうか。

(佐々木委員)

事務局から案があれば。

(岡村室長)

ありがとうございます。

ただいま、佐々木委員から事務局に案があればとご意見いただきましたので、そのように取り計らいさせていただいてよろしいでしょうか。

(意義なしの声)

(岡村室長)

ありがとうございます。

異議なしというお言葉もいただきましたので、事務局から、大変僭越ではございますが、副会長の中嶋 寛委員に代わりまして、同じく三重県医師会からご推薦をいただき、今回新たに委員にご就任いただきました、三重県医師会理事の馬岡 晋様のご就任をご提案したいと存じますが、委員の皆様いかがでございましょうか。

(拍手)

(岡村室長)

副会長のご選任、ありがとうございます。馬岡様におかれましては、副会長席にお移りいただくように、お願いいたします。

それでは、本日の議題につきましてご説明申し上げたいと存じます。

本日、ご審議いただきます案件は、お手元の事項書にございますとおり、三重県環境基本計画をはじめとした報告案件3件、諮問案件1件の合計4件となっております。

なお、本来であれば、報告案件の前に、諮問案件を先にご審議いただくべきところではございますが、議事進行の都合上、三重県環境基本計画をはじめとする報告案件を先にご審議いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

また、資料につきましては、資料1から6までを一式お手元に配布させていただいております。事前にお送りさせていただいたものと種類は同じですが、資料1、資料2につきましては、内容を一部変更した部分がございますので、改めて配布させていただきました。

また、資料3につきましては、事前配布ができませんでしたので、今回新たに追加という形で配布させていただいておりますので、ご確認いただければと存じます。

それでは、審議会の議事進行につきましては、条例第5条において、会長が議長になると定められております。

そこで、ここからは、内田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

内田会長様、よろしく願いいたします。

(内田会長)

はい、皆さん、こんにちは。暑い中をお集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

皆さんも、お忙しい中、また暑い中でもございますので、できるだけ時間通りに進めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、環境というものは、今の政府の成長戦略におきましても、グリーン・イノベーションなど、非常に重要な位置付けがなされています。

三重県におきましても、環境基本計画というものは、県にとって一番大切な計画の1つであろうと認識しておりますので、今日は中間報告ではありますが、十分な議論を進めていただければと思っています。

それでは、議題1の三重県環境基本計画について、進めていきたいと思えます。

まずは、事務局から説明していただきます。

(岡村室長)

それでは、議題1の三重県環境基本計画につきまして、ご説明申し上げます。

この案件につきましては、去る平成22年1月21日付けで三重県知事から、当環境審議会に諮問させていただきまして、専門的な事項の審議であるということで、本審議会に「環境基本計画部会」を設置していただきまして、この部会におきまして、大変ご熱心にご議論頂いてきたところでございます。

そして、その部会での審議内容につきましては、お手元の配布資料、「三重県環境基本計画（中間報告）」として、取りまとめていただきました。

そこで、本日は、環境基本計画部会の井村部会長様にご出席いただくとともに、部会での審議内容につきまして、井村部会長様からご説明いただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、皆様にご了承いただきましたので、ご紹介させていただきたいと存じます。部会長の井村秀文様でございます。それでは、井村部会長様、ご説明のほど、よろしくお願いいたします。

(井村部会長)

ご紹介いただきました井村でございます。

まず、お手元の資料1でございますが、これに基づいて説明いたします。部会としては、これまで4回の検討を進めてまいりました。まず冒頭で、資料1の3ページを開いていただきたいのですが、会長からも大事な計画だということをご説明いただきましたけども、この計画は、三重県環境基本条例に基づくものでございまして、この計画に基づいて、環境関連の個別の計画の方向を示すということになっております。

また、政策分野がございますので、政策分野のいろいろな計画も連携して謳っています。あとでご説明いただきたいと思います、廃棄物処理計画でございますとか、地球温暖化実行計画も、この環境基本計画と整合をとって進めるということでございますし、関係の深いも

のといたしましては、エネルギー分野の新エネルギービジョンがございます。

そういったものとも、連携していくという形でございます。こういった様々な計画や、施策の大きな分類を示すものが、基本計画であると理解しております。

それでは、資料の中の表紙をめくったところに、資料1-1がございます。

これは、前の計画に続くものでございます。新しい計画の全体像を含めたものが、資料1-1でございます。ざっと見ていただきますと、第1章から第5章までで構成されておりました、第1章は「計画策定の趣旨と計画の基本的事項」ということで、計画の位置付けや背景のようなものを説明しております、1章の3「現行計画における主な課題」でございますが、まず、今までの現行計画をレビューして、その達成状況を調べようというところから検討を始めました。

それを受けて、第1章4で「環境問題を取りまく時代潮流と環境に関する県民意識」ということ、第1章5で「新しい計画のめざすべき姿と基本目標」というものが左にございまして、これが1章でございまして、基本的な認識を示したものでございます。

第2章に「新しい計画の体系と施策の内容」が記述されておりました、第2章は施策の環境の状況といいたしましょうか、環境の目標を設定して、それに対する施策を示すという形になっておるんですが、そのうち、主体、特に、県民の方々、事業者の方が、どのように形に取り組むかというものが、この文章にあって、「新しい計画の実現に向けた一体的な取組」というものが第3章です。第2章と第3章とは、個別の環境目標を立ててみると、互換的に繋がるという動きにあるというような整理がつくかと思えます。

第4章は「環境配慮の指針」、第5章は「計画の推進」です。第4章と第5章は、代表的なことを書いたような感じになっております。

それぞれの総合ページを若干説明させていただきたいと思えます。

まず、第1章の現行計画における主な課題につきまして、8ページをご覧いただきたいのでございますが、現行の計画です。増えているものもあります。基本計画と一緒に4つ掲げておりました。実は、もとの計画はこれをまとめまして、2つの目標に一度整理するのですが、現行の計画は4つ掲げておりました、それぞれの目標のとおり、その次の9ページに横長の表をつけておりましたが、これは、現在の計画の特徴でございまして、具体的な数値目標を設定して、それを達成できたかどうかを評価する形になっております。

細かいことは58ページ以降の参考資料、ここを見ていただければと思うのですが、例えば58ページですと、ごみの排出量とか、59ページにいきますと、温室効果ガス排出量推移とか、60ページにいきますと、産業部門別のCO<sub>2</sub>排出量とか、こういうデータが、たくさん整理されています。例えば、環境目標で具体的に設定されている指標において、目標が数値的に達成したかどうかということの評価したわけでございます。

9ページをご覧頂くと、一番右にA、B、C、Dというのがございまして、14の項目がございすけども、14の項目の殆どが達成できているということなんです。達成できなかった項目は、I(2)「地球温暖化の防止」、I(4)「水環境の保全」です。

水浴びや水遊びができる程度が維持、又は浄化されている河川の水域の割合目標は93%という数字を置いたのですが、89%まで来たのですけれども、100%にいかなかったのが、Bとなっております。

それから、真ん中のII(2)「自然とのふれあいの確保」というところでは、自然とのふれあいとの満足度に点をつけましてBなのですが、目標64%のところ、実績が61%で達成

できなかったので、Bなのですが、達成できなかったものの、かなり、いいところにつけている印象でございます。

DとついているI（2）「地球温暖化」についてですが、これは、三重県だけの問題じゃございませんので、日本全国でもなかなか達成できないということございまして、これが現行計画の評価ということになります。

これを踏まえて、新たに目標を設定し、どのように進めるかということを検討いたしました。今回の新しい計画のポイントは、数値目標につきましては、前の計画では、数値目標というものを文として入れたのですが、今度の計画では、数値目標は、前に設定しましたものは達成できているということ。それから、やはり時代の変化に伴って、同じような数値目標をおくというのも、時代にそぐわないのかなということで、今回については、具体的な数値を置くうえでは、やや定性的な目標を設定しようと思っています。

ただ、この基本計画そのものは、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画なのですが、将来を見渡す目標、目標そのものは定性的に深めたうえで、別途ですね、だいたい4年くらいを目標期間とするプラン、推進計画アクションプランと呼んでいますが、そちらの方では、もうちょっと詳しい、似たような数値目標を設定しようかと、どういう数値を採用するにつきましては、検討したいということで。この現在の計画そのものにおきましては、数値目標は置かないということに致しました。

資料の1-1に戻っていただきますと、第1章4「環境問題を取りまく時代潮流と環境に関する県民意識」ということが載っていますが、まず、どういう背景があるかなと世界中を見渡しますと、やはり地球温暖化の問題というのは、非常に大きな問題だと。それから、生物多様性問題が非常に大きいということで、低炭素社会づくりの取組と生物多様性の危機、この2つが、三重県としても、重点的に取り組むべき重要課題ではないかと。

また、13ページを見ていただきたいのですが、県民のアンケート調査を行った結果でございまして、三重県の県民がどういう問題について、どういうふうに思っているか、また、その問題の状況についてどのくらい満足しているかを調査した結果でございます。

環境に関するものは、右上のAゾーンのところ、「地球温暖化の防止」があり、CゾーンとAゾーンの間ぐらいのところ、Cゾーンに入ったところに、快適なまちづくり、Cゾーンの中に「農山漁村づくり」、Dゾーンに「希少な生物」、Bゾーンに「きれいな空気」、「川や海の水質」。

また、県民の皆様が問題としてどう意識しているか、どれくらい満足しているか、こういうデータもございます。

こういうものを参考にして、社会全般の背景を考えて、最終的に第1章の5の基本目標IというのとIIというところで説明したらどうかということになりました。

基本目標Iは「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」、基本目標IIは「自然と共生し、身近な環境を大切にする社会づくり」ということですが、環境への負荷が少ないというのはよく使われる言葉ですが、例えば、地球温暖化の原因として注目されている二酸化炭素の排出量を少なくするとか、大気汚染物質の排出を少なくすること、ごみの排出量を少なくすること、主にそういう観点のものでございます。

そういう面と違ったものが、生き物と自然のことでございまして、それも基本目標IIというふうにして、この2つを環境分野の基本目標にしてはと。

それから、その目標に沿って具体的な施策を考え合う上での基本的な視点として、一番

下に書いてございます、県には「県民しあわせプラン」というものができましたので、この計画と整合性をもっている、特に、「文化力」とか、「新しい時代の公」とがございまして、三重県としては非常に重視しておりますので、それと整合のとれた施策展開を進めると。課題認識の中に、「絆の再生」という星印がついていますが、「雇用と経済」、「地域主権改革」といろいろ書いてございますが、経済の関係、雇用と経済の関係、環境と経済、そういった視点も、非常に重要だと思います。

また、人口の減少、過疎化、高齢化などによって地域社会で助け合い・支えあいの機能が低下している。これらの諸課題に対して、地域における絆の再生が必要であると書かれています。

特に、三重県の場合は、森林の宝庫でございます、こういったところでは、こういう視点が大事かというふうに考えておるところでございます。

結果的に、どういう目標が設定されたかと言うと、資料1-1の右側でございます。第2章ですね。「新しい計画の体系と施策の内容」ということで、色々なものが記載されていますけれども、まず、基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」、基本目標Ⅱの「自然と共生し身近な環境を大切に作る社会づくり」と、2つに分かれまして、上のほうは地球温暖化、廃棄物、大気、水というふうに、どちらかと言えば物理化学的なもので測れる環境でございます。

下の方は、生物、生き物、歴史、文化、景観、物理化学的なものでは測れない要素を並べております。たくさん項目がありますので、1つ1つは説明できないのでございますが、地球温暖化で見えていきますと、温室効果ガス、森林吸収源、新エネルギーの導入といったこともございますし、廃棄物については、ごみゼロ社会の実現、産廃、3Rの推進といったようなことございます。生物のところに行きますと、生物多様性の保全、里山の保全、希少な野生動植物保全とか、いろんなことが書いてございます。

そこで、見出しで四角に囲ったものがございまして、具体的なものをちょっと目につくものだけ挙げておりますが、例えば地球温暖化のところに行きますと、カーボンオフセットというふうなことが、海岸漂着ごみのところは、伊勢湾森・川・海クリーンアップ大作戦、生物多様性のところは三重県レッドデータブックの更新とか、森林のところに行きますと、環境における多様な森林づくり、企業の森制度と、いろんなものがございまして、こういった施策を総合的に策定しようとしております。

第3章ですが、上が環境目標を唱えたものですので、第3章は主に市民がこういった活動ができるように、そういった活動をさらに促すための目標があります。1から6までありますが、1が「ひとを育てる～環境学習・教育の推進～」、2が「担い手となる主体を広げる」、3が「環境経営を進める・環境と経済の両立をはかる」、4が「しくみをよりの確に運用する」、5が「技術・情報基盤をより充実する」、6が「環境で貢献する」と。

1は、典型的には、環境教育や環境学習の促進ということですが、2は、担い手、特に指導者の育成といったものが挙げられていますし、三重県小規模事業所向けマニュアル、県の環境マネジメントシステムの普及・促進とか、これは、環境経営ということともつながってまいります。「しくみをよりの確に運用する」というのは、いろんな表彰制度の運用でございますとか、環境影響評価制とか公害事前審査制度とかいろんな制度がございます。それを的確に運用するということになります。「技術・情報基盤をより充実する」というのは、研究の開発も有りまして、情報の提供するのにもインターネットを使って、情報をわ

かりやすく提供する、監視・モニタリング等をしっかりやっていくということも含まれます。「環境で貢献する」では、国際的な取組を挙げております。

そして、第4章・第5章には、環境配慮の指針ということで、各主体別の役割などの内容を書いています。5章は、今後の推進体制とか、計画の進行管理についてでございます。以上が概要でございます。細かいことについてはご質問において、お答えしたいと思います。

(内田会長)

はい。どうもありがとうございました。

非常に膨大な環境基本計画を章、或いは項目ごとにご説明をいただきました。あくまで、現段階で中間報告でございますけれども、こういう方向で、最終的に来年の1月ぐらいまでに、案をまとめる手はずになろうかと思えます。井村部会長からもありましたように、この環境基本計画は10年計画でございます。10年先を見越した計画であることをお考え頂きたい。

何かご意見、コメントがございますでしょうか。

(栗屋委員)

質問とコメントがあるのですが、それに入る前に、いつこの資料が来るか気になっていたのですが、一昨日、着きまして、不満なんですけど。以前は、1週間くらい前に事前に資料を送っていただいたりして、じっくりと考えをまとめていたのですが、そういう意味で、次回からは、少し早く資料を送っていただくようにお願いします。

質問とコメントなんですけれど、何点かありますが、まず、1万人アンケートということで、Aゾーン、Bゾーンと分けられておりますけど、重要度の高い低いということと、満足度の低い高いということで、少し私としては、違和感を感じる部分があったので、例えば、「きれいな空気」は重要度は高い、かつ満足度も高い。私が住んでいる所は、塩浜地区なんですけど、とても満足度が高いというわけにはいかない。

おそらく1万人アンケートというのは、県の幾つかの地点を対象にされたのだと思えますけれど、これは公平にこういうふうにするには、この地域は満足度が高い、この地域は満足度が低い、というふうな地域分布をやっていただかないと。全部足して、平均っぽいやり方をされると、これはちょっと違うと思えます。

それから、質問なんですけれど、基本的なことになりますが、排出原単位が全CO<sub>2</sub>の排出量を全製造品出荷額で割るという形になっているのですが。これは産業部門で、トータルで排出される量を何トンなり、単位を出します。それに対して、割ることの全ての製品の重さなのか、その全ての金額なのか、どういう形でやっているのか、お聞かせください。ついでに、電力の排出係数というのは、何なのか。

それで、コメントなんですけれど、「資源循環型社会の構築」、新しい目標で言いますと、「持続可能な社会の構築」が非常に大きな章として出されているのですが、私のイメージからすると、資源循環型だとか、持続型というのは、あるクローズした地域であり、地球全体で言うっていうのが最終報告なのでしょうけど、地域ごとに緩いクローズされた中で循環していくってようなものを作っていないと、実現していないのではないかなと。

去年、スウェーデンに行つて、いろいろな地域で、自治体ごとに「コミュニティ」って名前を付けて、自分のところはかなり達成できたって所は、「エココミュニティ」という言い方をしている。3分の1くらい、4分の1くらいが、今そういう状況だという話を聞きましたし、行ってきたのですけども。

私が四日市におりまして、そこで少し考えたのですが、持続可能な社会をきちんとめざそうとすれば、脱石油というのは、避けきれないと思うんですね。コンビナートが中心になっているんですけど、それを脱石油という方向でどう変えていくのか、そうすると、海岸線が市民にとって親しいものになると。そうすれば生物多様性という点でも、大きな貢献をする。伊勢湾の水質がデータにありましたように、よそに比べて何時までたっても、CODが大きい。その点も解決されるし、トータル的なイメージができると思います。

ついでに言いますと、先ほどのAゾーンとか何とか、満足度と重要度を見ていくと、港の整備っていうのは重要度の中で、一番最低なんですね。満足度に関してはプラスとマイナスで、市民が遠ざかっている印象を受けます。

イメージとして、どういう風が変わっていくのか。持続可能な社会が三重県として、或いは各地域として、どういうものが出来上がっていくんだってイメージが分かるようなものを是非お願いしたいなと思います。

(井村部会長)

1万人アンケートについて、違和感があるというのは、実は私もこの検討において、同じような感想を持ちました。つまり、1万人の単純な集計をすると、こういうふうになったのかなど。また、環境だけの調査じゃなく、他の部分もございますので、結果は結果なので、環境の場合は、もうちょっと地域別にそういうことをしないと、正確ではないなと、私も同感でございますが。

たまたま、こういう検討にすぐに役に立つ良い例がありましたので使わせていただいているものですが、確かに、個別の地域の人々と民間人がどう思っているかは、こうしてみると把握しないといけないかもしれません。

また、2番目の排出原単位ことについては、その地域で四日市ですと、製品が作られて、お金の単位でございます。経済があればあるほどCO<sub>2</sub>がどれだけ出ているか、1億円のものを作るために一体CO<sub>2</sub>を何千トン、何万トン出したか。経済活動が活発化をすれば、CO<sub>2</sub>が増えるのは当たり前です。経済活動が増えればCO<sub>2</sub>は増えるのですけども、100%増えても、或いは2倍になっても、CO<sub>2</sub>は2倍にならないようにしたい。そのためには、こうした形の原単位を減らすということが大事になってくる。

今までですと、1億円の生産をするのに1万トンCO<sub>2</sub>を出した。2億円になっても、そのまま2万トンにならないで、1万5千トン位までに小さくしてくれれば、そういう形にしてほしいということで、それが原単位となります。

続いて、排出係数ですが、電気をおこすためにどれだけCO<sub>2</sub>を出しているか、石炭の火力発電所とかは非常にCO<sub>2</sub>がたくさん出ます。それに対して原子力を使ったり、太陽光発電とかそういうものを使うと同じ1kWhであっても、CO<sub>2</sub>があまり出ない。それが排出係数ということになります。

それから、循環のことなんですが、おっしゃるとおり、資源循環には、大循環、中循環、小循環がありますが、非常に小さいコミュニティでの循環と、もうちょっと大きなスケー

ルでの循環、地球全体での循環というふうに、もうちょっと大きなスケールで考えてみる必要があります。

その中で、地域として、細かい地域での小さな単位をどうやってくかということをはやくやっていくべきことではないかなと思います。ただ、環境基本計画は、マスタープランなので、細かい地域ごとの何か循環の環を作っていくとなりますと、別途何らかの検討が必要なかなと思っております。

廃棄物処理計画のほうに入っているかどうかは把握してないんですけど、細かい地域ごとの単位も必要かなと思っております。

(岡村室長)

申し訳ありません。冒頭で、事務局に対するご発言がございましたので、お答え申し上げます。資料の送付が遅くなりまして、誠に申し訳ございませんでした。

本来であれば、一刻も早くと考えていたのですが、事務局側の日程調整が非常にまずく、環境基本計画の部会が今週の火曜日に開催させて頂いた件もありまして、その後の取りまとめも含めまして、書類の送付が直前になりましたこととお詫びいたします。

今後は、なるべく皆さんに早めに届くように努力させていただきたいと思っております。

(内田会長)

他にご質問はございますか。

(野口委員)

「人と自然が共にある環境の保全」のところで、鳥獣被害が拡大されて、適正な固体数管理と獣害対策が必要と書いていただいているのですが、今後、どのような対策をしていく予定なのでしょう。

本当に、各地でサルの被害とかいうのがどんどん出ておりまして、皆さん大変困っておりますので、その辺のところをお願いします。

(内田会長)

これは、環境基本計画で述べるべきかどうかは別にして、非常に重要なことですので、ちょっと答えられますか。

(辻副室長兼企画員)

事務局の方から簡単ですが、ご説明させていただきます。

鳥獣害の被害については、環境森林部では、鳥獣保護の観点とその適正な生息数の管理ということで、鳥獣保護管理計画というものを立てまして、一定の地域の中で、適正な生息数をもってバランスある生態系に誘導していこうということで、生息数の管理をしています。

具体的には、狩猟による数を獲るということと、それから被害が出た場合に有害鳥獣の捕獲という制度がございまして、これは、今、市町の方に権限を移譲させていただきまして、申し出があれば必要数は保護すると。例えば、サルとかシカですとか、捕獲をできるようになっています。具体的にはそのようなことで、被害対策といたしまして、農水商工

部と連携しながら、総合的な防除対策ですとか、追い払いであるとか、そういったものを進めているところです。

今後に向けましては、猟期の延長ですとか、獲りやすい環境整備をしていくという方向で、検討しています。以上です。

(内田会長)

ありがとうございました。これはあくまで基本計画ですので、具体的なことについては、また別途いろんなところで。

これらを実施していくための具体策は、どうするのかというのは、別途詳しく検討する必要があるかと思います。よろしいですかね。

(水谷委員)

23 ページの「廃棄物対策の推進」でございます。三重県が産業廃棄物の事案で、47 都道府県中ワースト 1 位ということがございまして、この産業廃棄物問題でどうするかという点において、もう少し踏み込んだ表現にした方がいいんじゃないかというところが、25 ページの「監視強化と適正処理に対する是正の推進」のところでございます。

2 つ目の点で、市町と連携して不法投棄等の対応にあたる他というところを、コンプライアンスを言うのであれば、“県警と連携し”という、警察との連携を明確に謳っていただければと思います。おそらく、次に報告される、廃棄物処理計画の中間報告の中には、県警連携ということをお謳っておられますので、この基本計画の中に是非入れて頂きたいというのが 1 点。

2 点目ですが、25 ページの下から 2 行目の「生活環境保全上の支障等の程度を踏まえたうえで」という表現ですが、行政代執行の要件は、生活環境保全上の支障の有無を法律上、問うております。したがって、程度問題という訳ではなくて、支障の除去に向けてという表現のほうが良いのではないかと。ワースト・ワンということもあって、このことについては、地域の意見でございます。特段、答弁は必要ありません。

(内田会長)

はい。ありがとうございました。

今のことについては、事務局で是非検討をお願いしたいと思います。この場だけじゃなくて、来年の 1 月に向けて最終案の構築まで時間がございまして、皆さんもご意見ございましたら事務局の方に寄せていただければよいと思いますし、この後、県議会への報告、パブリックコメントの手続きもございまして、そこでも、ご意見は頂戴できるというふうに思っております。

今日、確かに、これを見せていただいて、昨日、今日という 2 日でお目を通しいただいでいる方も少なくないと思います。まだまだ、意見があろうかと思っておりますので、この後でも結構ですので、是非、積極的にご意見いただければと思っております。

まだ、今日は色々議題がございまして、この環境基本計画につきましては、これぐらいにさせていただきますので、続きまして廃棄物処理計画の審議に移りたいと思います。

このことについて、まずは事務局で説明をお願いします。

(岡村室長)

それでは資料2、議題の2ですが、「三重県廃棄物処理計画」について、ご説明申し上げます。この案件につきましても、先程同様、平成22年1月21日付けで、三重県知事から当審議会に諮問させていただき、専門的な事項の審議ということで本審議会に廃棄物処理計画部会を設置していただきまして、この部会において大変ご熱心にご議論いただいているというところでございます。

この度、この部会におきまして、その審議内容について、お手元の配布資料「三重県廃棄物処理計画(中間報告)」資料2でございますが、そういう形で取りまとめていただきました。

本日は同様に、廃棄物処理計画部会から竹内部会長様にご出席をいただくとともに、先程と同様、部会での審議内容につきまして、部会長様からご説明いただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、ご了承いただきましたので、廃棄物処理計画部会部会長様、竹内恒夫様でございます。

ご説明のほど、よろしく申し上げます。

(竹内部会長)

はい。廃棄物処理計画部会の部会長の竹内でございます。

お手元に資料2ということで中間報告がございますが、資料2-1が本体でございますが、そのあとに資料2-2といたしまして、概要版を事務局でご用意していただきましたので、これに沿ってご説明したいと思います。

全体の構成でありますけれども、左側の方に第1章「計画の基本的事項」がございます。また、第2章「現状と課題」がそれぞれまとめられております。次のページの第3章で、「基本的理念と取組方法」ということで、次の3ページまでございます。4ページのところでは、「計画の目標」ということで、数値目標、それから、それを補完する補助指標というものが設けられています。第5章、これは、数値目標を達成する施策の内容ということでございます。最後に、第6章は「計画推進の進捗管理」ということでございます。

最初の第1章「計画の基本的事項」でございます。計画策定の趣旨としては、本計画は、廃棄物処理法に基づく法定計画でございます。特に、この三重県の今回の計画では、循環型社会の実現に向けて、低炭素社会、或いは、自然共生社会づくりと連携しつつ、発生抑制・再使用・再生利用(3R)、或いは、適正処理を推進するための計画でございます。計画の期間でございますが、循環型社会の実現に向けた中長期的な課題への対応も求められますことから、今後の10年先を見据えつつ、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年を計画期間としています。廃棄物処理計画と関連する他の国などの計画との関係につきましては、図に示しております。

第2章でございますが、一般廃棄物についての課題でございますけれども、①にございますように、ごみの減量化に向けた取組などにより、廃棄物の排出量は減少傾向にあります。排出量の抑制が期待できる経済的手法に基づく取組を進める必要があります。

次に、2つ目の資源化率につきましては、横ばいの状況が続いており、今後、生ごみなどの未利用資源の再生利用を推進し、的確な運用を図っていくことが必要です。

3つ目は、ごみ減量化です。一人ひとりが環境に配慮した生活用様式に転換することや、県民やNPOなど、様々な主体との協働、或いは、ネットワークづくりが必要です。

4つ目ですが、廃棄物の有効利用を進めます。ダイオキシン問題などに関する取組ですが、県としては、RDF焼却・発電事業を実施しており、事業期間後の平成29年度以降について、関係市町と協議を行います。また、県の一般廃棄物処理に対する役割、関与の考え方を明らかにします。

5つ目ですが、市町におきましては、環境保全を前提により効果的・効率的なごみ処理システムの取組が必要となっています。

最後の6つ目ですが、大規模な災害発生に備え産業廃棄物を適切かつ、迅速に処理する体制を整備する必要があります。

次に、産業廃棄物につきましては、①にございますように、3Rを進めるために排出事業者における排出抑制やバイオマスの利活用も含めたリサイクルの取組を推進します。

2つ目ですが、産業廃棄物の処理状況を的確に把握できる、電子マニフェストを普及させる必要があると思います。また、適正処理を行う受け皿の確保にむけた取組、或いは、優良処理事業者の育成に関する施策展開が必要となります。

最後に3つ目ですが、不適正処理への対応ですが、不法投棄の未然防止、早期発見や早期対応が重要であることから、引き続き監視を強化するとともに、排出事業者責任の徹底を働きかけることが必要です。また、大矢知・平津案件等の解決に至っていない事案には、周辺地域住民の安全・安心を確保するための取組を引き続き行っていく必要があります。

第3章の「基本理念と取組方向」について、ご説明したいと思います。計画の基本理念では、3R、適正処理を推進し、低炭素社会の形成にも繋げていき、循環型社会の定着が実感できるような取組を進めます。4つの取組方向を示しております。

まず、1つ目の取組方向でございます。「Iごみゼロ社会の実現」です。(1)の施策ですが、ごみの有料化と経済的手法による、ごみの減量や再生利用を推進し、発生排出抑制の取組を展開します。

2つ目の施策ですが、地域の特性や廃棄物の性質に応じて、コスト面や環境面から、効率的・効果的なリサイクルを進め、容器包装廃棄物の分別収集や生ごみなどのバイオマスの再資源化の取組を展開いたします。

3つ目ですが、「もったいない」の考え方に即して、県民のごみ減量化の取組を進めていきます。

4つ目ですが、今後の一般廃棄物の処理につきましては、市町の自治事務であるという基本を踏まえまして、将来的な地域主権改革を見ながら、県としても必要な協力、調整などを行っていきます。今後、RDF焼却発電事業や廃棄物処理センター事業の終了以降につきましては、地域の実情や特性に応じて、市町等と協議検討を進めていきます。

5つ目ですが、市町のごみ処理の最適化のため、廃棄物会計の活用や、ごみ処理カルテといったものの利用を促進し、市町の廃棄物処理施設の整備が進められるように必要な助言等を行います。

最後6つ目ですが、東海地震などの大規模災害に備えまして、市町の災害廃棄物処理計画の実効性を担保するための取組を進めてまいります。

3 ページ目、「Ⅱ産業廃棄物の3R推進」でございます。(1)とありますが、多量排出事業者を対象として、廃棄物リサイクルガバナンスに関する取組を行いつつ、適正管理計画の策定を推進します。また、産業廃棄物税を活用いたしまして、発生抑制に向けた支援を行います。

2つ目ですが、排出事業者や処理業者における再生利用率の向上に向けた取組を推進し、低炭素社会の形成に繋がるバイオマスの利用を進めていきます。

次に、3つ目の「Ⅲ産業廃棄物の適正処理の確保」でございます。(1)ですが、偽造を防止できる電子 manifests の更なる普及を進めます。

2つ目に、法に定める優良基準項目の他に再資源化の取組などを含めた、県独自の優良事業者のための評価基準づくりを進めまして、処理事業者の優良化を進めてまいります。

3つ目ですが、事業団の産業廃棄物管理型最終処分場の整備につきまして支援を行ってまいります。

最後に、4つ目の取組方向なのですが、「Ⅳ産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進」です。

(1)ですが、排出事業者や処理業者等に対して厳正な監視・指導を行い、不適正な処理を未然に防止し、指導に従わない行為者に対しては、厳正に対処いたします。

2つ目ですが、県民や事業者からの不法投棄に関する情報提供体制を整備し、隣接府県とも情報共有し連携を強化いたします。

最後に、不適正処理事案のうち、生活環境保全上の支障やそのおそれのある事案につきまして、原因者への是正指導を行うなど関係者との連携のもと早期の事業完了をめざして事業を推進いたします。

4 ページ目、第4章は「計画の目標」でございます。まず、ごみゼロ社会の実現における数値目標1と致しまして、「一人一日当たりのごみ排出量」がありますけれども、平成20年度1,043gに對しまして、過去のトレンドから推定した平成27年度での予測値は、959gということになります。この予測値から市町の家系ごみ有料化施策などに伴って、平成27年度目標値を930gと設定しています。

次に、目標数値2の「資源化率」は、実績値の31.0%に對しまして、予測値を33.5%と置きました。そこで、都市などの資源回収量の増加などに伴って、目標値を42.0%設定しております。

最後に、数値目標3の「一般廃棄物の最終処分量」につきましては、実績69,664トンに對しまして、予測値を65,000トンで、ごみ焼却残さ等の再生利用などによりまして、目標値を55,000トンと設定しております。

また、数値目標を達成するための補助指標につきましては、1つ目の施策の「発生・排出抑制の推進」では、「ごみ排出量削減率」、「資源としての再利用率」、「ごみ減量に取り組んでいる団体数」、或いは「ごみ処理カルテの導入市町数」といったものを設定しております。

「Ⅱ産業廃棄物の3Rの推進」における数値目標1「産業廃棄物の排出量」については、実績値701万4千トンに對しまして、予測値を687万5千トンと見込み、多量排出事業者における削減の取組を進めることなどにより、目標数値を660万トンに設定しています。

目標数値2の「産業廃棄物の再生利用率」につきましては、実績率38.1%に對しまして、予測値40.1%を見込み、これも多量排出事業者に着実に実行されるような一般的な取組を

行うことにいたしまして目標値を42.0%に設定しております。

最後に、「産業廃棄物の最終処分量」ですが、実績38万1千トンに対しまして、予測値を16万9千トンと見込み、目標値を14万4千トンと設定しております。

ここでは、補助指標といたしまして、「適正管理計画の策定率」、或いは「最終処分率」などを設定しております。

「Ⅲ産業廃棄物の適正処理の確保」における数値目標につきましては、「電子マニフェストの普及率」を設定しており、現状の普及率25.0%に対しまして、平成27年度では40.0%を設定しております。

これに関連する補助指標につきましては、「管理型最終処分場の残余年数」、「高濃度PCB廃棄物の適正処分率」、「優良処理業者の認定件数」、「公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備」などを設定しております。

それから、「Ⅳ産業廃棄物処理に関する監視強化と不適正処理に対する是正の推進」における数値目標1は、「産業廃棄物の不法投棄発生件数」ですが、23の実績に対しまして、未然防止や是正指導に取り組むことで、20件を目標とし、10トン以上の大規模不法投棄件数は、ゼロ件というものを設定いたします。

次に、目標の2でありますけども、「不法投棄における行為者特定事案の是正率」につきましては、90.3%の実績に対しまして、100%を設定することにしました。これに関連する補助指標といたしましては、「監視・指導件数」、「不法投棄の防止に繋がる協定締結等の件数」、「特定の不適正処理事案における是正率」を設定しております。

最後の第6章では、「計画推進の進捗管理」ということで、記載させていただいたところでございます。

これまで、廃棄物処理計画部会で審議してまいりましたことを中間報告として説明させていただきました。

以上でございます。

(内田会長)

はい。ありがとうございました。これは5年計画でしたね。

これにつきまして、皆様方、ご意見やご指摘がございましたらどうぞ。

(栗屋委員)

前回も、ちょっと言ったのですけど、不法投棄の問題というのは、基本的にストック型の公害といいますか、ですから今後その発生件数を伝えていくということは重要なことで、それはそれでいいのですけど、そのことによって、今まで起きていた、或いは、まだこちらが把握していない不法投棄が無くなるわけではないわけで、過去の不法投棄でわかっている部分に関しては、マップのようなものを作っていただきたい。

見てすぐ分かるよう感じのものを。それは今後、南海地震、東南海地震、そういうものが起こったときにそういうものがあると、後の処理で役立つのではないかと思うんですけども。

なぜこういうことを言うかといいますと、以前、1970年代に楠町に投棄されたアイアンクレーのマップがあるのですよね、楠町が要請したのか、ちょっとそのへんはよく知らないのですけど、この場所に何万トン、この場所に何年のマップがあるんです。

石原産業がアイアンクレーを出し続けている。現在もそうなんですけども、現在は、ちゃんとした処分場になっていると思うんですけども、これまで毎年、どれだけの量のアイアンクレーを出して、一時期問題なかったんですけども、それが小さいところで、手間がかかっているということは、アイアンクレーがどこまで危険かっていう問題があるんですけども、そういうことをきちっとやっていく。それを皆の前で、皆が周知していると、というような状況を作っていく必要がある。それはアイアンクレーに限らないんですけど、みんなに知らせるという事から県民意識も高まっていくかと思うんですけども。

私も一時期、石原産業さんの方に過去のデータを出してほしいと、或いは、県の方に情報開示をお願いしたりと、ある程度のは手に入れたのです。基本的には分からないことが非常に多いんですよ。アイアンクレーに限らないんですけど、やはり全県的に不法投棄、過去に分かっているところに関してはマップを是非作っていただきたいというふうに思っております。

(内田会長)

ありがとうございました。事務局の方からありますか。

(森本室長)

マップにつきましては、判明している部分につきましては作成したいと考えております。

(内田会長)

はい。

三重県が、下水道完備率が非常に低いと。和歌山県と三重県が特段に低いと全国的に見たら低いということ、何かの資料で見たことがあるのですよ。それはこの中で読ませていただくと、どんどん整備が進んできていると書いておられるんですけども、行政として下水道完備を推進しておるのか、個人のレベルで浄化槽を整備してくれていることに、しておるのか。

そこらあたり、県としてどのように考えているのか、県のどなたか答えてほしいかなという気はしているのだけでも、どうかな。

(落合総括室長)

本題とずれるかも分かりませんが、下水道は集落排水、浄化槽というのは、基本的に生活排水処理施設という括りの中で、県は整備を図っておると。下水道は、昔は下水道ありきの時代のあった中で、適正な費用対効果の問題とか、架空の管理の問題とか、いろんなことで、色んな意見が出てきておるといことがありますが、県の方としましては、この4月1日に生活排水対策本部を立ち上げてまして、下水道なり、集落排水なり、浄化槽なりで、最適手法をどういうふうに組み合わせで整備していったらいいのかということ、3部局が市町と協働して、見直していくというふうにしておるところです。

現在の段階として、三重県の場合は、全国的に比べて個人の浄化槽、合併浄化槽が占めとるウエイトは群を抜いて高いという状態でございます。

(内田会長)

ありがとうございました。

廃棄物処理計画に関係するかどうかわからなかったのですが、現状の課題の中で、し尿処理というのが、項目としてあげられているのですよね。これも、廃棄物処理計画の中に、基本的には組み込まれるものではないかなと、こういうふうには認識しているんで、そういう質問をさせてもらったのですけどもね。

県民に対して、ごみの処理をできるだけ、大量生産、大量消費の時代から、脱却するよというふうに求めながら、一方では、県の行政としてどういう取組をしていくのかというのが、廃棄物処理計画の中にも、もっときっちり出てもいいんじゃないかなという思いは、するんですけど。それは少し考えていかないといけないかなと思っております。

(中嶋委員)

リサイクルの関係で、各種リサイクル法等の記述はあるんですけど、三重県のリサイクル推進条例の記述が現状と課題のところには若干、書かれておるんですが、今後の計画のところあまり触れられていないのが非常に残念でありますので、このことについても、今後また、施策の推進条例という条例を、意義も非常にあろうかと思えますし、フェロシエルト問題で、条例自体の見直しも十分図りましたので、このことの記述も是非、盛り込んでいただければなと思えます。

(内田会長)

ありがとうございました。このことにつきましても、県議会の皆さん、3人にご出席いただいておりますので、そのあと、県議会の生活文化環境森林常任委員会で報告して、そこで、さらに、議論を深めていただきたいと思いますし、これにつきましても、パブリックコメントの手続きがございますので、是非、ご意見を多数お寄せいただきたい。

パブリックコメントを求めても、今のところ、ぱらぱらとしか来ないのが一般的でございます。それでは、パブリックコメントを求めた意味が無いので、何万件もくるように是非、よろしくご協力をとるか、ご意見をお寄せいただきたい。

たくさん来ますと、県の連中も、今まで以上に真剣になって、積極的に取り組んでくれますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

ここで、一度休憩を入れたいと思いますが、いかがでしょう。よろしゅうございますか。それでは、事務局のほうから。

(岡村室長)

はい。ここで10分間程度の休憩をいただきたいと存じます。15時を目処に再開いたしますので、皆様、よろしくお願ひいたします。

— 休憩 —

(内田会長)

それでは、予定時間がまいりましたので、議事を再開します。

議題3「三重県地球温暖化対策実行計画について」議事を進めてまいります。

この詳細は、事務局から説明をお願いします。

(岡村室長)

それでは、議題3「三重県地球温暖化対策実行計画について」ご説明させていただきたいと存じます。

三重県地球温暖化対策実行計画につきましても、これまでと同様に、当審議会の中に、地球温暖化対策実行計画部会を設置していただきました。地球温暖化対策実行計画部会につきましては、当審議会の議員でもございます朴委員様に部会長にご就任いただき、大変熱心にご議論いただいております。

そこで、本日はお手元に配布資料がございますので、その資料をもとに、審議状況につきまして、朴部会長からご説明いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(朴部会長)

部会の部会長を務めさせていただきます、朴恵淑です。

まず、今回の実行計画なんですけど、中間報告という記述がありません。今、この時点で中間報告として審議をお願いすることはできません。その理由は、今から申し上げて、皆様のご意見をいただき、11月にある程度の中間報告に近い形のものができるように進めております。

どういう理由かといいますと、皆様、ご存知のように、6月16日に地球温暖化対策基本法案が廃案となりました。また、鳩山イニシアチブが始まり、2020年には1990年比で25%の温室効果ガスを削減し、2050年には80%の削減をするといった中長期的な目標というようなものが提案されていたということになっております。

そういう中で、具体的にはみんなの力を合わせて真水で削減しなければならない目標の設定プラスいくつかのメカニズムをミックスした形での部分、例えばキャップ・アンド・トレードと言われているような、事業者が中心となるような国内排出量取引というような部分、或いは、税制度の設定、再生可能エネルギーの固定価格での全量買取制度などを盛り込んだものです。

これが、今、再討論ということになるんですけれども、三重県としてのターゲットは、2020年というような10年先を見込んだものには間違いありませんけれども、例えば、基準年度というものをどういうところに設定して、数値目標として何%の温室効果ガスを削減していくのかという点に関しては、国のいろいろな状況や世界的な状況を見ても、まだはっきりしていないものが多いと思いますので、私たちの部会としては、今、中環審で議論している中長期ロードマップ小委員会や国内排出量取引小委員会での動きなどを見据えて、県として自ら行う部分、国の制度から出てくる部分、森林吸収源による部分をうまく積み上げながら、最終的なものを作るのですが、この(審議会の)場では、提案できないとの合意に至りました。

こういうことから、結論として、部会長の中間報告においては、具体的な数値目標や基準年度の報告は無理としても、三重県の温室効果ガスがどういう状況なのか、それから、県民の意識や事業者がどういうふうなことを考え、実践をしているのか、私たちがどれだけ温室効果ガスを排出しているのかなどを報告することで、今後、私たちが目標に向かううえでの貴重なご意見を頂き、継続した審議活動をしていきたいと思っております。

まず、資料2ページをご覧ください。三重県の温室効果ガス排出量の1990年から2007年までの数値です。結果的には、2007年の数値で1990年比で、削減できるどころかプラス17.5%増加しています。量としては、3,100万トンのCO<sub>2</sub>換算量となっています。

それぞれの部門で見えますと、本県は、産業部門が強く、全国の平均36.1%を遥かに上回る58.5%を産業部門が占めています。このような部分から、3ページのところにおいて、2020年をターゲットに置いているわけですが、今こういう形でCO<sub>2</sub>、温室効果ガスが増えるというB a u (Business As Usual)の現状をそのまま踏まえると、2020年にはだいたい3,250万トンのCO<sub>2</sub>、温室効果ガスが出るだろうと。

つまり、1990年の京都議定書に定められた基準年度で考えれば、プラス23%になるということが、三重県の近未来の将来予測にあるわけです。

そういうことから、どういう形で取り組んで減らしていくのかという資料を得るために、県民や事業者の方にアンケートを行いました。このアンケートは、平成16年度にも行われましたが、6年間にどういった変化が見られたかということ、そして、実際に県民や事業者がどういった取組をしているのかが分かる資料になってくると思います。

県民へのアンケートは6,000件、回収率は40%、事業者へのアンケートは744件、回収率56%でした。結論から申し上げますと、県民の意識は、非常に高いものがありまして、温暖化が大変な問題であるということは56%の方がよく分っている。それから、これからどうしようという点で、70%以上の県民が今の生活を犠牲にする、変えるにしても、温暖化は防ぐべきだとの意識を持っています。

意識が高いということで喜んでおりましたところ、実際に家庭において、どういった取組をしていますかとの問いに対しては、半分を切る43%となっていて、意識が高い分、実行に対する意識啓発をどう行うかが、課題となっています。

ちなみに、平成16年度実施分に対して、約10ポイント上昇していることが分かりました。

また、事業者においても、環境保全に関するガイドラインを策定して進めている、やっているという会社が60%で、平成16年度が45%でしたので、15ポイント程度上がっています。全体的な意識と実際の取組は上がっているものの、依然としてギャップはあるという課題が見えたということが言えると思います。

それから、5ページのところで、私たちの部会として、今後どのような目標設定をしていくべきかとの問いに対する考え方を示しています。例えば、基準年度が1990年度、2005年度、或いは、一番直近の2007年度の3つのうち、どれが基準年度になるだろうとの議論をしています。このような中で、2020年度を見据えて、国が行う政策によるものが何%の削減効果があるのか、真水として県がやるのが何%であるのか、森林吸収源で何%なのか、ということで、実際には何%なのかという形での削減目標が決まるわけですが、今の国の動きを見ると、だいたい15%、20%、25%の3つのケースに沿った検討がなされていることを踏まえ、国の動向を見据えて、もう少し見極めていく必要があると思います。

それから、具体的に、三重県の場合は、温室効果ガス、6つのガスを全て対象にしているわけですが、中でもCO<sub>2</sub>の排出量が殆どであることを踏まえて、わかりやすい温室効果ガス削減として、CO<sub>2</sub>に切り替えてやるということであれば、6割近くを占める産業部門での取組をどのように進めるのか、それから民生部門において、家庭2割、オフィスなど2割の部分をどういう形でやっていくのか、これらがある程度見えてくること

を見据えて、私たちの部会としては、11月をひとつの目処として、見える形にしていきたいと思います。

最後に、後ろのページに参考資料として、国の動きというものを、冒頭にすでにお話させていただきましたが、参考として目を通していただければと思います。

私たちの部会としての中間報告にはなりません、今、何を議論しているのか、スケジュールをどう考えているのかという点について、報告させていただきました。

よろしく申し上げます。

(内田会長)

ありがとうございました。

今日の報告は、中間案の更に前のステップだというふうに理解していただいて、中間報告は出すとすれば11月頃と理解していいのですか。

(朴部会長)

今のところパブリックコメント、年度末までに計画を策定するっていうことを考えると11月頃までには中間報告という形が出ないと厳しいだろうと思いますが、ここで決定的に11月に必ず中間報告しますと言うことは厳しいところがありまして、おそらく来年の1月頃をみていただくというのが一番確実だと思います。

(内田会長)

次回の委員会が来年の1月頃だから、その頃には中間報告が出てくるというふうに期待していいですかね。現在の流れについて朴委員から説明をして頂きましたけれども、何か質問・コメントがございますか。

(馬岡副会長)

三重県が生産部門で60%近いとのご説明をいただきましたけれども、内訳というか何がどうでこうなってるのかという説明がないので、わからないということが1つ。

それと、せっかくのアンケートなんです、アンケートでも実際の実行率が40%台というふうに教えていただきましたけれども、その条件と言いますか、それを全て行う県民の割合が50%を切るということだけがわかって、中身がわからない。それを判断させていただく条件が何もないので、もうちょっとわかりやすい説明をしていただかないと、ここで話し合う余地がないような気がします。申し訳ありません。

(朴部会長)

まずアンケートに関わるところからお答えさせていただきます。

実際には、細かいアンケート結果が出ておりまして、4回目の部会では詳しい説明がなされていきました。(県民は、)意識的な部分においては、70%近い方々が何らかの形で分っていますし、取り組みたいということなんです、実際には43%近くの方が実行しているというのは、例えば、具体的には、買い物をする時にはマイバックを持っていく・できるだけ歩く、できるだけ電気を消すというような一般的な生活者のレベルにおいて、気を遣って実際に実践をしているようなものは、具体的に項目を挙げて、それぞれ何%ぐらいかを

集計し平均を求めた結果、43%ぐらいだったという結果になりました。

それから事業者は6割が意識していましたが、その中の9割の事業者が、どちらかというとエネルギーをたくさん使う製造所などの事業者の構成が非常に大きいということがわかっています。

(西場委員)

今の質問に関連して、事業者の意識というところなんですが、この調査は7百数十社に出されたということですが、大手企業・中小企業などで、この辺は非常に格差が出るんじゃないかなと思うんですが、7百数十社の内訳というのは、どうなっているんでしょうか。

(朴部会長)

744件のうち、261件が大規模事業者、セメント関連の事業者が2件、火力発電所が5件、廃棄物の焼却施設に関わるものが13件、一般廃棄物焼却施設に関わるところが22件、業務系事業所31件、小売業の店舗が30件、医療施設が104件、宿泊施設が162件、老人福祉・保健施設が102件、私立の小・中・高校が12件というような形になります。

それが対象件数であって、回収に関わるものにおいては40%のうち、大規模事業者が72%、他のところがほとんど100%近いものでありましたけれども、廃棄物焼却施設に関わるところは、回収率が非常に低くて38%でした。宿泊施設のところも38%、小売業のところでも33%というところで、まちまちですが、いま申し上げたところが対象になっています。

(粟屋委員)

私が委員になってすぐの頃だったと記憶しているのですが、その頃も、地球温暖化のこういう計画が出されていて、A案、B案、C案のような非常に細かいシュミレーションのようなものがあって、非常に細かいものを見たような記憶があるんですけど、ここに現行計画の総括っていうのが第2回の部会にあるんですけど、やはり、こういうものに対して本気で取り組むのであれば、これまで取り組んできて、目標があって、なぜそれが達成できなかったのかとか、そういう総括を作っていたらいいなと思います。

(朴部会長)

実は、そういったような分析とデータは、やっております。

三重県はご存知のように、産業でも非常に活発であったという表現でよいのか、その表現は悩むところではありますが、産業活動はさかんであったと思います。北勢を中心とした大規模事業者の進出により、排出量として90年比17.5%結果的に増えたというのも、そういう部分が非常に大きいと思います。

それから、シュミレーションということをおっしゃいましたが、目標をどういうところに定めていくのかといった場合においては、今日は、たまたまB a Uが何にも対策を講じてない場合には23%という形で、2020年には90年比に比べて三重県は増えるんですよということが見えた。

そこで、いろんなベストミックスの政策をかみ合わせた形において、どのぐらいの点をソフトランディングしていくのかというところで、初めてシナリオその1、その2、その3、そういった形の取組が出てきて、私たちは、国の動きを見ながら、どこのシナリオの

部分を採択しながら、県民と共に進めていくのか、そういう提案が初めて出てきますので、そういう部分の作業は11月に考えるようにして、それを踏まえて1月の審議会には中間報告という形にして、いろんなシナリオなどを含めたものがご報告できるというふうに考えています。

(内田会長)

ほかによろしいでしょうか。

まあ、三重県でいいますと、企業以外にCO<sub>2</sub>を大量に排出しているのは、県庁と大学というところがあります。

大学は、朴さんを中心に1990年比2020年には30%削減するという目標を立てて、いろいろな取組をしておりますので…。まあ県庁も、2020年をひとつの目標年度として、何%だ、25%以上の削減をするんだという取組の、まずは範を示す必要があるので、この実行計画の中で県・大学・市役所も含めて、そういう取組を表してほしいものです。

それから、個人レベルについては、これも県が中心になって県民ノーマイカーデーとか、車を使わない取組は、個人でできる二酸化炭素削減の取組としては非常に大きいんですよ。車に乗らない日を設けるとか、そういう取組を県議会なんかでも是非やってほしいなと思っているんですけども。東京の人間は、地下鉄とか公共交通が発達しているからよく歩くんですよ。だけど三重県はなんでも車で動くから歩かない。この習慣をどこかで直してほしいなと。

この取組で、意識調査としては、県民が今の生活を多少変えてもとか、今の生活を犠牲にしても地球温暖化防止を行うべきであると言いながら、やっていることを見ると、ほとんどやってない。そういうところは、結構勝手な人が多い。

ですから、ぜひ県が中心になって県民〇〇デーというのを作って、そういう取組をする、個人レベルが非常に大切だと思っていますので、議会はぜひ真剣な議論をして、実行に移していただければと思います。

(朴部会長)

ありがとうございます。

確かに、三重県は、目標がはっきりしていて、やることがわかってきた時にはすごいムーブメントができるんだというふうに思っております。

そういうところで、内田会長がおっしゃられている三重県の中で、三重大学もカーボンフリー大学として、日本環境経営大賞のパール大賞を受賞したことも大きなきっかけとなり、30.7%という目標を掲げております。

三重県も、他の公的などところでは、注目されている横浜市など、トップランナーを走っているところにもプラスになるような仕組みが必要だと思います。それから、三重県は、産業6割、民生2割、運輸2割、その他…というところから考えますと、車社会とかそういうことをどう考えるのかということが、大変重要な問題なんですね。

私たちの部会では、現実には現実としてしっかりと把握してわかった上で、何ができるのかということの実際にしっかりとできる目標、それから、さらに一步を踏むようなチャレンジな目標、そういったような部分を高く掲げて、共にやっていくようなムーブメントで大変ですが、チャンスとして捉えてやっていくということを進めさせていただきます。

(内田会長)

ありがとうございました。

ぜひ、具体的な内容を踏んだ実行計画をまとめていただきたい。それに向けてさらに審議を部会の中で進めていただきたいと思います。

次に、資料4「桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画(案)について」、事務局の方からご説明いただきます。

(岡本室長)

それでは、資料4をご覧くださいませでしょうか。桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画案につきまして、資料4をもとにご説明させていただきます。

まず、資料4-1の諮問書の概要でございます。桑名市五反田地内産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画の策定にあたりまして、この「特定産業廃棄物」といいますのは、平成10年6月17日前に不適正処分が開始された産業廃棄物をいいます。それに起因する支障除去等に関する特別措置法第4条第4項に基づきまして、審議会の意見を求めるものでございます。

裏面にめくっていただいて、諮問の理由がございます。この特別措置法におきまして、都道府県はその産業廃棄物に起因する支障の除去に関する計画を定めることができるとされております。つまりこれは、県が行う支障の除去に関する実施計画について、環境大臣の同意が得られれば、財政的な支援が得られるというようなものでございます。これまで、桑名市五反田地内の産業廃棄物不法投棄におきまして、揮発性有機化合物による地下水汚染が水道水源等に支障が生じるおそれがあったことから、平成13年から行政代執行に着手しております。

平成16年に、特別措置法に基づく実施計画を策定いたしまして、汚染地下水の拡散防止と浄化に係る措置を講じております。その結果、平成19年度末までには、目標としておりましたレベルまでの地下水浄化を達成しましたが、平成21年に新たに環境基準項目として定められた1,4-ジオキサンを調査した結果、不法投棄地内とその周辺の地下水で環境基準を超過して検出されております。

この1,4-ジオキサンによる地下水汚染は、不法投棄地内の北側の嘉例川付近まで拡散している状況でございます。原因者による措置が見込まれないため、このままでは生活環境保全上の支障が生じるおそれがございます。そのため、県が原因者に代わって支障の除去等を実施する必要がございます。そのための実施計画を策定するにあたり、特別措置法の規定に基づき審議会の意見を求めるものでございます。以上が諮問理由でございます。

続きまして、資料4-2をご覧ください。実施計画の内容でございます。資料4-3が本冊ですが、この概要版で説明させていただきます。

まず「1 事案の概要」ですが、(1)の桑名市五反田地内でございます。面積は、実測で2,906m<sup>2</sup>、投棄が行われた時期は、平成7年4月～平成8年3月頃となっております。

資料4-3の2ページをご覧ください。ここに、県内での不法投棄地の位置と付近の状況を航空写真で示しております。赤く囲ってあるところが不法投棄現場で、近くに民家・集落がございます。それから北側を流れております嘉例川がございます。

もう一度、概要版に戻っていただいて、不法投棄を行った者(原因者)は、株式会社七和工業で不法投棄に関与した役員ということで、代表取締役の佐藤 敏之、当時従業員であった伊藤 誓でございます。投棄された特定産業廃棄物ですが、汚泥・燃え殻等でございます。投棄された量は約 27,000m<sup>3</sup>と推定されております。

次に、「2 事案の経緯」の(1)の「発覚」ですが、資料4-3の3ページをご覧ください。上の写真の赤く囲ってあるものが不法投棄場所で、下に嘉例川クリーンセンターというものがございますが、これは農業集落排水処理施設で、平成10年の建設当時の切り土から廃油らしきものが染み出していたということで、下の写真の黒いところがそういう状況でございます。この不法投棄事案がこれによって発覚したということです。

もう一度概要版に戻っていただきまして、平成10年8月に廃棄物土壌の分析を行いましたところ、揮発性有機化合物(VOC)等による汚染された地下水が不法投棄地内から周辺に拡散し、近傍の河川に流入するなど生活環境保全上の支障を生じるおそれがあったため、平成13年から環境修復に着手いたしまして、平成19年まで財政的支援を得ながら支障の除去を行っております。

これまで、不法投棄地を鉛直遮水壁で囲い込み、汚染地下水の拡散防止措置、遮水壁内と外との汚染地下水の揚水浄化により環境修復を図っております。その結果、平成19年度までには目標としておりましたレベルまでの浄化を達成しております。

ところが、(2)ですが、平成21年11月に地下水の環境基準といたしまして、1,4-ジオキサン等の3項目の追加がなされております。平成22年1月～3月に調査したところ、1,4-ジオキサンが当該地の周辺地下水で最大 2.7mg/l、不法投棄地内での地下水で最大 18mg/lが検出されております。これにつきましては、資料4-2の8～9ページの図で示しております。

次に、3の「事業実施の必要性」ですが、この1,4-ジオキサンは、人の健康に対して発がん性が疑われる物質でございます。現在は揚水をストップして放流できないようにしておりますが、今後、不法投棄地を流下する嘉例川におきまして、環境基準を超過する状態となると、水道水源等に支障が生じるおそれがございます。原因者により、これらの支障除去の見込みがないということでございますので、代執行により支障の除去を行う必要が生じております。

次に、IIの「支障の除去等の基本的な方向」です。ひとつは、1の専門委員の意見聴取ということで、専門的知識を有する有識者が意見聴取を行っております。

その結果、「生活環境保全上の支障を生じるおそれがある嘉例川の汚染を防止するため、その流入経路を絶つ必要があり、直ちに『汚染地下水の拡散防止』の緊急対策を講じたうえで、今後、恒久対策に向けて技術的知見を集積し、『汚染地下水の浄化』、或いは『地下水汚染の防止』のための検討を行っていく必要がある」といった意見が出されております。

2(1)の「基本方針」といたしまして、先ほどの専門委員の意見を踏まえ、まず、汚染地下水の拡散防止措置を緊急的に実施します。また、この緊急対策による処置だけでは水処理施設の維持管理が長期的になり、多大な費用を要するものでございますので、専門委員から併せて意見がありました、恒久対策の実施に向けて知見の集積を進めることといたします。その工法の決定にあたっては、地域住民等のステークホルダーとのリスクコミュニケーションを図りながら検討を進めていくこととしています。

次に、「(2)生活環境保全上達成すべき目標」といたしまして、平成24年までの緊急対

策で、「汚染地下水の拡散防止」を目標とします。目標達成の具体的な判断の指標といたしまして、「嘉例川における環境基準の達成」の維持・継続を目指すこととしております。

3ページをめくっていただきまして、さらに(3)の「工法の検討」といたしまして、汚染地下水の拡散防止は、早期対応性と経済性に優れる揚水による措置を講じることといたします。揚水井戸周辺の地下水位を周辺の地下水水位よりもより低く保つことによりまして、拡散防止を図るものでございます。また、既設水処理施設には、1,4-ジオキサンの処理機能がございませんので、1,4-ジオキサンを分解するため処理の確実性が高く、安定した処理が期待できる促進酸化施設を設置することとしています。

その方針に沿って、Ⅲの1の「特定支障除去等事業の実施に関する計画」として、「(1)汚染地下水の拡散防止」では、揚水による措置、「(2)の揚水した汚染地下水の浄化」では、促進酸化施設を設置いたしまして1,4-ジオキサンを分解、さらに(3)といたしまして、安全確認のためのモニタリングの実施を計画しております。

事業の実施期間は、2の(1)の平成23年度から平成24年度までとし、(2)の施設等整備は平成23年度に促進酸化施設を整備することとしており、施設の稼働は、(3)にありますように整備が完了次第、汚染地下水の揚水を開始し、汚染地下水の拡散防止と循環を行うこととしています。

次に、3の「事業に要する費用」ですが、平成24年度末までに、概算で約3億5,000万円程を見込んでおります。その内訳は、3ページのとおりです。

4ページをめくっていただけますでしょうか。Ⅳの原因者に対し県が講じた措置、また今後、講じようとする措置の内容でございます。

「1 県が講じた措置」として、(1)にありますように1,4-ジオキサンによる汚染が新たに判明いたしましたことから、原因となる不法投棄を行った法人・個人に対しまして、平成22年6月に廃棄物の撤去、並びに、地下水汚染の浄化等を内容とする措置命令を発出しております。そして、その履行も求めてございます。

しかし、被命令者に、これまでVOCに関わる行政代執行費用、先ほど申し上げました約15億8,000万円程ですが、これについても納付ができない状況でございまして、措置命令を交付いたしました平成22年6月15日に、1社2名とも命令を履行できない旨の顛末書が提出されております。

また、(2)の「排出事業者に対する措置」といたしまして、これまでに法的責任が追及できる排出事業者に関する証拠が一切得られず、今回も有力な情報は得られておりません。また、これまでの掘削工事において出てきた廃棄物から排出事業者を特定しようということで、探しましたが、それも特定するには至らない状況です。

(3)の「代執行費用の求償」につきましては、平成21年度末までに要した費用は、先ほどの約15億8,000万円で、平成22年6月30日までの納付額は、約300万円程度です。現状は、被命令者1社と2名から月々僅かでございますが、分納させているような状況です。

2の「講じようとする措置」といたしまして、今後、厳しく求償・費用求償を行っていくとともに、他の原因者や排出事業者などの調査を継続して行い、徹底した責任追及を行っていくこととしております。

Vの「県における対応状況の検証、不適正処分の再発防止対策」についてでございます。平成16年に有識者で構成いたします行政検証会議で、行政対応につきましても審議をいただき、検証を行っていただいております。今回、新たに1,4-ジオキサンによる地下水汚染

が発覚しておりますので、改めてその後の行政対応につきまして、調査検討委員会を設置いたしまして、ご審議をいただいている状況です。その主な意見は5ページの①～③に記載させていただいております。

まず、1つは、「環境基準の設定後の対応は迅速であり評価できるが、要監視項目に設定された時点で汚染を予見し、より早い段階で実態を把握することができたのではないか。」というようなご指摘を受けております。

もう1つは、「地元住民への情報提供は迅速かつ的確に行われているが、もっと広く県民への即時性を持った情報提供のため、ホームページの活用が望まれる。」というご指摘も受けております。

それから、「引き続き原因者に対する費用求償に努めるとともに、確知できていない処分者や排出事業者に関する調査の努力を続けられたい。」といった意見もいただいております。

最後に、VIの支障除去等の実施に際し配慮すべき事項といたしまして、調査検討委員会のご意見も踏まえまして、1つは事業の実施による周辺への影響及び対策効果を把握するために、地下水等のモニタリングを行います。その結果は、地元自治会等の関係者に当然周知するとともに、専門委員に報告いたしまして、モニタリング計画の見直しや施設の運転管理に反映させます。さらに、事業の進捗状況につきましては、ご指摘がありましたように、ホームページにおいて積極的に公表することとしています。

2つ目といたしまして、除去事業の実施にあたりまして、周辺環境への影響に十分配慮するとともに、事故等緊急時には迅速かつ的確に対応することとしています。

3つ目といたしまして、環境修復事業の実施にあたっては、今後も関係者との情報共有を図るため、必要に応じて資料の提供や説明会、見学会を実施することとしています。

以上が実施計画の概要でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(内田会長)

ありがとうございました。桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄の1,4-ジオキサンの汚染が新たに発覚した除去作業の実施計画の案についてでございますけれども、今の報告についてのご質問やご意見はございますか。

(粟屋委員)

ちょっとわかりにくいところがあって、私は整理できないところがあるのですが、「平成19年度までの汚染に関しては基準内に達成したと思っていたんですが、しかし…」との表現だったと思うのですが、当時はやってきたということで、大口径の直径5mを3本で、そのことによっては、ベンゼン、キシレン、トルエンに関して、ベンゼン、キシレンについては、O. K. . . . .。そうじゃないか . . . .。それがまた出てきたので、もう1回7.5m口径のものを追加してやったら、最終的にその時点としては、汚染はトルエンだけになったということが1つあって . . . .。そのことをやっている途中で、1,4-ジオキサンが新しく項目として追加になって、オーバーしていると . . . .。

それで、今回の特定支障除去等事業の計画に関して、この計画は、1,4-ジオキサンだけなのか、他の汚染物質も含めてなのかというのが1つ。

それと、聞いていて、この「特定支障除去作業をすることによる周辺への影響」というような表現があったんです。具体的にいうと、除去作業をすることで環境への影響がどれ

ぐらいなのか。

それからもう1つ。第1次委員会というのは、最初の19年度達成くらいまでの話だと思うんですけど、第1次委員会と第2次委員会で、メンバーが違うわけですが、それは何か意味があるんですか。

(内田会長)

それでは、事務局のほうからお願いします。

(岡本室長)

第1点目は、栗屋委員ご指摘の経緯のとおりでございまして、今回の実施計画は1,4-ジオキサンの内容になっております。

(西田主査)

2つ目は、第1次委員会と第2次委員会でメンバーが違っていることなんですけれども、県のほうでは、平成19年度に新たに「特定産業廃棄物事案に係る調査検討委員会」というものを条例で設けました。その際、この条例の中で、委員を決めておまして、前回は、条例のもとで委員会を設置しておりませんでしたので、そういった面で、委員のメンバーも変わったということです。

(栗屋委員)

もう1つ、特定支障除去等事業の周辺環境への影響は、具体的には。

(西田主査)

説明させていただいた資料の5ページのVIの「なお、対策工事中、対策実施中、対策後における調査結果や・・・」というところでしょうか。

今回、新たに1,4-ジオキサンに係る対策を講じていくんですけども、対策を講じるにあたって、周辺に2次的な環境被害が生じることがあってはいけないということで、今回の対策を講じるにあたって、周辺への影響がないようにというところに着目しまして、その情報について公表させていただいているということです。

(栗屋委員)

1,4-ジオキサンだけだということであれば、先ほどのもう一方の流れのほうで、もう1つのトルエンがちょっと残ってるという話はどうなるんですか。

(西田主査)

トルエンが残っているというのは、遮水壁の中につきましては、最終処分場の管理が必要な状態、そういった状態の範囲の中で汚染しているので、他には影響がないということです。

(朴委員)

私は、地下水汚染について危惧しています。この地域の地質状況とかは、わからないの

でなんとも言えないんですけども、地下水のいろんな状況はわかっていると思うんですけど、その地下水の影響を受ける地域というのは、半径どのぐらいのところで、どれぐらいの人口規模があるのか。それから、そこにはどういった影響があるのか、影響は、今まであったし、これからはないようにするためには、いくつかの措置をしなくちゃいけないんですけども、第2次委員会の構成を見てみますと、何がご専門なのかはわかりませんが、どちらかといえば印象的には、行政法だとか、損害賠償での記述が多くあって、地下水だとか、或いはこの地域の水道水源とかはわからないんですが、そういうところについて、書かないといけないところを迫及できる委員がいらっしゃるのかどうか、そういった部分については、どのぐらいの時間をかけてやっていけば、この地域での不法投棄による悪影響というようなものがゼロに近い形でやっていけると、そういったことがいつもどのような形で出てくるのか、そういうものに関しては、記述がなかったように思うんですが、その辺を教えていただければと思います。

(西田主査)

まず、地下水汚染による拡散の影響ですけども、不法投棄地の下流での利水についてご説明させていただいた通り、農業用水の取水が不法投棄地の下流、嘉例川の周辺にあります。さらに、嘉例川が合流します員弁川では、内水面漁業が行われています。

不法投棄地から員弁川の合流点まで約2kmほどあり、さらに合流点から約2.5kmのところに桑名市が水道水源として伏流水を取水しており、不法投棄地から約4.5kmのところで、桑名市が水道水源を取水しているところがあります。

影響から見れば、桑名市の水道水源に支障が生じるおそれがあると判断しています。

(朴委員)

水道水源を保護されるようなところは、桑名市ですでに制定されていると思うんですよ。具合が悪いことに、これ(不法投棄地)が上流側にあつて、下流側に影響を与える。

川の中流側に水道水源がある桑名市との関係が載っていますが、地下水汚染が及ぼすだろうという悪影響は、簡単なものではないということなんです。

(西田主査)

現在の地下水汚染の拡散状況ですけども、資料4-3の19ページをご覧くださいませでしょうか。

図I-15において、遮水壁内外の1,4-ジオキサンの検出状況という図があり、こちらには遮水壁の周辺に緑色の点や黄色の点を記載しております。これは、私どもの調査地点を表しておりまして、緑色が環境基準を満足している箇所、黄色が超過している箇所、赤が環境基準を10倍以上超過している箇所となっております。これまでのところ、汚染地下水自体は、遮水壁の壁際に多く見られるんですけども、一部河川の近くにも見られます。これがM-1、M-2という地点なんですけれども、このあたりは帯水層が複雑に分かれておりまして、流向も違うのですが、M-1、M-2地点くらいまで、この辺の地下水の汚染も拡散していると。この地下水汚染の拡散によって、嘉例川が汚染されている危険性があるということで、これが支障の範囲です。

今現在の支障の範囲につきましては、不法投棄地の近辺です。ただ、この地下水汚染が

拡大していくことが懸念されると考えています。

(朴委員)

平成7年から8年に1年間（不法投棄を）行って、今では平成22年と15年間ですけれども、となりの四日市市では、1日1.3mぐらひは地下水が流れるということを考えてみますと、おそらくもっと広がっていたんじゃないかというふうな感じがしますけれども、スケールがわからないんですけれども、不法投棄がされたところから、数キロも離れていないところで及ぼす範囲を調べているだけであって、十数年かかっているわけですから、さらに川下の方でも、影響を及ぼしているのではないかということの調査は行わなくても結構なんですか。

(西田主査)

このM-1、M-2環境基準の超過度合いが環境基準の3倍程度ということで、最大値で3倍程度と検出されています。このM-1、M-2地点のさらに下流方向、嘉例川クリーンセンターのところにある調査地点では、環境基準を満足している状態です。

河川におきましても、現在のところ1,4-ジオキサンが検出されている状況にはなく、平成16年度からの桑名市の水道水質の調査においても、1,4-ジオキサンが検出されたことはないということから判断しますと、今のところは、汚染範囲は、経路はわからないのですが、M-1、M-2は不法投棄地から約40m離れているんですけれども、この範囲に限られていると判断しております。

(内田会長)

現在の調査では、桑名市の上水道の取水口も含めて、そこまで環境基準を上回る濃度ではないと。放っておいたらどういふ状況になるかわからないということなので、ぜひとも処理をしたいということだと思います。

そういった意味での事業実施計画については、どなたも反対される方はいらっしゃらないと思います。

(田中(正)委員)

この処分場は、いつ頃できたものなのですか。

(岡本室長)

これは処分場ではなく、不法投棄でございまして、概要版資料4-1の1ページにございますように、平成7年4月から8年3月頃にかけて、投棄が行われたということでございます。

(田中(正)委員)

会長がおっしゃったとおり、やらざるを得ないんですけれども。住民被害やその他の被害も出そうなものですから、やらざるを得ないのですが、税金を使うものですから。何か排出事業者の特定ができないのかなという気が非常にしますので、その努力はしてほしいなという気がします。

(内田会長)

確かに、みなさんも聞いていて、どうしても、この事業計画は実施しなくちゃいけないけれども、正直、税金を投入してするというところに、いささか抵抗を感じている方がいるかも知れません。やはり本人の責任については、請求を求める必要があるというのはご指摘の通りだと思いますので、その努力は怠らないようにしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

皆さん、この実施計画案について、了解していただいたということでよろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(内田会長)

それでは、そのような方向で、知事の諮問に対して、答申を出したいと思います。今日は、なかなか重い議題について真剣にご審議いただき、順調に審議を終えることができました。

ありがとうございました。最後に、事務局から事務連絡をお願いします。

(岡村室長)

内田会長様、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、熱心なご議論をいただきありがとうございました。

これをもちまして終了させていただきますが、次回につきましては、年明け1月、2月あたりに開催を予定しております。改めて、具体的な日程調整につきましては、ご案内申し上げます。

それでは、閉会にあたり、辰己環境森林部長からお礼のご挨拶を申し上げます。

(辰己環境森林部長)

委員の皆様方におかれましては、大変ご熱心なご議論を賜り、誠にありがとうございました。

本日、最後にご審議いただきました桑名市五反田事案の件につきましては、私どもでは、まずは緊急的に除去措置を講じていきたいと考えておりますが、特に原因者の責任についても追及し、今後さらに支障の除去を進めてまいりたいと考えております。

それから、三重県環境基本計画をはじめとする3本の計画については、本日、頂戴したご意見をもとに、部会の皆様による、より詳細かつ専門的なご検討をお願いしてまいりたいと考えております。

また、私ども事務局といたしましては、資料の至らぬところ、また日程の都合上、資料をお送りすることが遅れました点について、この機会に改めてまいりたいと存じます。

さらに、この審議会において、言い足りなかつたところなど、この計画内容にかかわらず、事務局へご意見をお寄せいただければ幸いです。

また、3名の部会長の皆様、本当にありがとうございました。

それでは、内田会長 様、青木副会長 様、馬岡副会長 様をはじめ、委員の皆様に深く感謝を申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

これをもちまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

(岡村室長)

ありがとうございました。

以上をもちまして、平成 22 年度第 1 回三重県環境審議会を終了させていただきます。

以 上